

2000年3月9日  
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本章

厚木基地周辺生活環境調査に当たり住民基本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2000年（平成12年）3月3日付けで諮問された、厚木基地周辺生活環境調査に当たり住民基本台帳の個人情報を外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

## 2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 外部提供する必要性について

ア 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録等、住民に関する事務処理の基礎とするため、住民に関する記録の適正な管理を図っている。

また、市町村の長は登録申請があったときは、当該申請人について、住所、生年の年月日、男女の別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、本籍地、住所等の事項を住民票に登録し、備えなければならない。

イ 神奈川県は、平素より厚木基地に起因する航空機騒音問題に関して、騒音問題の解消、米軍や国に対して要請活動や騒音問題に関する情報交換を行い、

住民の生活環境を調査・把握し、施策の基礎データを収集し、県及び市町村の施策への反映を図っている。

しかしながら、近年、厚木基地周辺住民の生活環境が正確には把握されておらず、厚木基地周辺住民に対しアンケートにより調査を行い、航空機騒音が生活環境等に及ぼしている影響、航空機騒音に対する住民意識を把握し、今後の施策の展開に役立てるため、住民基本台帳の個人情報の外部提供について依頼があった。

ウ 外部提供する個人情報の範囲は、住民基本台帳の住所及び氏名であり、厚木基地周辺生活環境調査を行うことは、航空機騒音実態を明らかにし、国や米軍への要請行動の強化や新たな施策の展開が期待でき、市町村へも施策が反映されることから、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性がある。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

住民基本台帳からアンケート調査対象者を抽出し、個人情報を外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が2,740人と多く、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれること及び通知しないことが本人の不利益とならないことから、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

### 3 審議会の判断理由

(1) 外部提供の必要性について

厚木基地周辺の航空機騒音問題に関して、住民にアンケート調査を行うことにより、航空機騒音の実態や生活環境に及ぼしている影響等を調査し、把握することは、国や米軍への要請等や新たな施策の展開が期待でき、市町村へも施策が反映されることとなるため、住民の福利の向上を図るうえで、住民基本台帳の個人情報を外部提供する必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

外部提供することについての本人通知は、通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要することから、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれ、かつ、外部提供する個人情報は住所及び氏名に限られており、対象者については匿名でのアンケート調査が行われることから、通知しないことが本人の不利益となる性質のものではなく、外部提供する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以 上